

# 一般財団法人日本科学技術連盟 賛助会員規則

## (目的)

**第1条** この規則は、定款第41条の規定に基づき、一般財団法人日本科学技術連盟（以下、日科技連という）の賛助会員（以下、会員という）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (会員)

**第2条** 会員は、本財団の目的、活動に賛同して入会する団体（会社、事業所、工場等を含む）及び個人とする。

## (入会)

**第3条** 会員に入会する場合には、「日科技連賛助会員入会申込書」に必要事項を記入の上、提出する。

## (入会金)

**第4条** 会員に入会する場合には、入会申込み時、入会金として 10,000 円（消費税対象外）を納入する。

## (会費)

**第5条** 会員の会費は次のとおりとする。なお、日科技連の事業年度（毎年4月1日から翌年3月末日まで）途中で入会する場合にも、会費は全額納入するものとする。一度納入された会費は原則として返金しない。

○会費：一口 50,000 円（1年間／消費税対象外）

## (会員の特典)

**第6条** 会員は以下の特典を、受けることができる。

- ・日科技連主催事業の会員割引
- ・日科技連主催セミナーの年間予約
- ・機関誌「クオリティ・クラブ」の配付
- ・会員専用の講演会・講座等への参加
- ・各種事業案内の定期送付
- ・その他、適宜日科技連が提供する会員のための特典（事業、文献、資料など）

## (会員の義務)

**第7条** 会員は、団体名（社名等）、所在地、代表者名、会員名など入会申込にあたって、登録した情報に変更などが生じた場合は「日科技連賛助会員登録内容変更届」で遅滞なく、届出なければならない。

②前項の変更手続きが行われていないため、日科技連からの通知または送付書類、その他のものが延着し、または到着しなかった場合、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなす。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

## (会費の支払期限)

**第8条** 会費は年度会費とし、次の期限までに納入する。

支払い期限：毎年5月末日 ※土・日・祝祭日の場合は、直前の平日。祝祭日等が連続する場合は、それらの直前の平日。

#### (会員登録の一時停止)

**第 9 条** 会費納入期限までに会費が納入されない場合、会員登録を一時停止する。会員登録の一時停止中は、会員特典を利用することはできない。

会員登録の一時停止中に、セミナー等に参加した場合の費用については、原則として非会員の費用を適用する。その後会費が納入された場合でも、会員と非会員で生じた差額の返金は原則として行わない。

#### (退会)

**第 10 条** 会員を退会する場合には、別に定める「賛助会員退会届」を日科技連に提出する。

②会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

- ・期限までに会費を納入せず、督促後 6 ヶ月以内に納入されないとき
- ・団体が解散又は破産したとき
- ・団体が分割した場合、分割先の団体に会員継続の意思がないとき

#### (会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

**第 11 条** 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、その権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

②日科技連は、会員がその資格を喪失しても、既に納入された会費は返還しない。

#### (規則の改廃)

**第 12 条** この規則を改廃したときは、理事会に報告するものとする。

#### (個人情報の保護)

**第 13 条** 個人情報の利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得し、事業活動及び関連するサービス活動を円滑に運営するために、個人情報を利用する。

②個人情報の管理

個人情報の管理責任者を任命し、以下項目の適切な管理を行う。

個人情報を正確かつ、最新の状態で管理する。

個人情報の利用の安全性確保（不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等の防止）をする。

個人情報の委託に関しては、委託基準に基づき「機密保持契約書」を取り交わし管理を行う。

③コンプライアンス・プログラムの継続的改善

役員をはじめとして、全職員に個人情報保護に対する取り組みの重要性を認識させ、社会的責任を適正にはたしていくためのコンプライアンス・プログラムを構築・実施し、PDCA サイクルを適切、かつ効果的に回すことにより、継続的改善に取り組む。

#### 附則

一 この規則は、この法人の設立の日（平成 24 年 4 月 1 日）から実施する。

平成 24 年 10 月 1 日 一部改正

平成 27 年 4 月 1 日 一部改正

平成 29 年 3 月 1 日 一部改正

令和 2 年 3 月 1 日 一部改正

二 この規則の実施をもって、賛助会員会則は廃止する。